

## 【林野庁木材産業課】 対北朝鮮措置に係る船舶について

国連安保理決議に違反して洋上での物資の積替え(いわゆる「瀬取り」)に関与した疑いがある船舶として、国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネル報告書に記載されている船舶のリストについて、今般、外務省より、専門家パネルの最終報告書の公表に伴い更新された船舶リスト(資料1)が提供されました。

また、米韓独自制裁等の対象船舶リスト(資料2)も更新されています。(廃船が確認された船舶及びパネル報告書などで北籍である旨言及された船舶を削除)。

これらの船舶は、今後、安保理決議または安保理北朝鮮制裁委員会によって、制裁の対象船舶に指定される可能性があり、仮に指定された場合、日本を含む国連加盟国は入港禁止などの措置を取ることとなります。

また、指定のいかんにかかわらず、関係国の判断により、検査・船籍登録の抹消などによって、当該船舶の安定的な運航に支障を来す可能性もあることにご留意ください。

なお、船舶名は変更されることがあることから、船舶の確認には、船舶名ではなくIMO番号(船舶識別番号)をご確認ください。



資料1  
専門家パネル船舶リ



資料2  
米韓独自船舶リスト(